

3.薬物乱用により凶悪な事件が発生する。

- 薬物の乱用により、幻覚、妄想が現れ、殺人等の重大犯罪を引き起こす。



4.薬物欲しさに犯罪をおかすようになる。

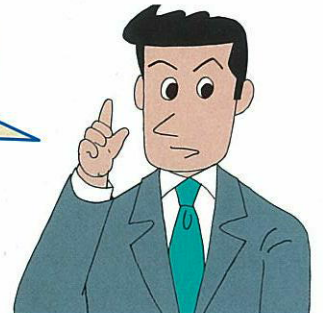
- 薬物を手に入れるための金欲しさに恐喝事件や窃盗事件をおこす。
- 密売や乱用の勧誘など、犯罪をおかすようになる。



5.法律できびしく禁止されていて、重い罰を受ける。

たとえば、覚せい剤を違法に使用した場合、10年以下の懲役に処せられます。

覚せい剤取締法/麻薬及び向精神薬取締法/あへん法/大麻取締法/毒物及び劇物取締法/薬事法



6.友達や家族を失う。

- 薬物におぼれ、人間関係の破壊により、友人、家族から孤立する。

